

令和6年3月

第10回

会議議事録

議長 松澤 正久

署名委員 前田 健造

署名委員 小櫃 敏文

川口市農業委員会事務局						
会長	会長職務代理者	事務局長	事務局次長	農地係長	主事	係
令和6年4月15日 供覧の上、公開して よいか伺います。		合議				
		農政課長	農政係長	農業振興係長	事務局主査	事務局主事

第10回川口市農業委員会会議議事録

1 川口市農業委員会告示第12号

下記について付議するため、3月27日（水）午前10時00分、市役所第一本庁舎5階503・504中会議室に、第10回川口市農業委員会会議を招集する。

川口市農業委員会
会長 松澤正久

記

第1号議案	農地法第5条の規定による許可申請について
第2号議案	生産緑地法第10条の生産緑地の買取りの申出に係る「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」の認定について
第3号議案	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
第4号議案	令和6年度最適化活動の目標の設定等について

2 出席農業委員

会長 松澤 正久	会長職務代理者 前田 健造	1番 森 京子	2番 飯塚 秀行
3番 小櫃 敏文	4番 山岡 佐智子	5番 豊田 満	6番 中田 裕子
7番 中山 憲治	8番 沖田 保	9番 伊藤 勝博	10番 中山 正二

3 出席推進委員

細田 敏雄 船津 新一

4 出席職員

事務局長 池沢 信幸 事務局次長 吉田 浩司 農地係長 大塚 俊之
書記 西村 裕介

5 開会

午前10時00分、松澤会長は議長席に着席し、委員の全員の出席により会議が適法に成立した旨を告げ、開会を宣言した。

6 議事録署名委員

議長は、議事録署名委員を慣例により議長から指名してよいか諮ったところ全員異議なく、会長職務代理者 前田 健造委員、3番 小櫃 敏文委員を指名した。

7 農地法第4・5条届出総括表及び報告事項の内容について

- (1) 議長は、届出総括表及び報告事項の内容について事務局に説明を求めた。
- (2) 事務局は、届出に係る専決処理事項について届出書及び添付書類を審査し、すべての要件が満たされており、適法であったので専決した旨を説明し、報告事項1から報告事項4について「資料1」により逐次説明し、全員これを了承した。

8 議案の上程

(1) 申請の総括

- 1) 事務局は、申請総括表についてその内容と上程理由を説明した。

(2) 第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

- 1) 議長は第1号議案を上程し、説明を求めた。
- 2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「本件は、安行領根岸のかたから、上青木西5丁目の内藤建設株式会社へ所有権を移転し、資材置場に転用する議案です。詳細については、事務局から説明願います。」

- 3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請地は、川口北高校から北東に300mほどの所に位置する1筆、251㎡でございます。譲受人は、昭和55年に設立し、埼玉県及び東京都を中心に建設業を営んでおります。」

現在、保有する資材の一部を協力会社の土地を間借りして保管する状況にあり、自社の資材置場を整備する必要があることから適切な規模の敷地を探していたところ、資材置場として利用するのに適した申請地の所有者から了承を得られたため、今回申請に至ったものでございます。

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明申し上げます。

まず、立地基準として本件の農地の区分につきましては、市街化の区域等に近接する農地で、申請地を含めた一団の農地の規模が10ha未満であるため、第2種農地であると判断しております。第2種農地は、近隣の土地に適切な場所が無い場合において転用が認められることとなります。本件は、申請者が資材置場を必要とする場所の周辺に、必要面積等の条件を満たす第3種農地や農地以外の土地がなかったため、立地基準を満たすこととなり、問題ないものと考えます。

「農地を転用し、申請した用途に利用することが確実と認められるかどうか」という点に関し、資力及び信用について、資材置場の整備に係る費用は、全額自己資金で賄う計画であり、また、転用の妨げとなる権利者等もおりません。

転用する面積も、保管する資材の量等から判断すると問題なく、また、現在、協力会社の土地を間借りして保有資材を保管する状況にあることから、許可後は速やかに転用が行われると考えられます。

他法令における許認可等の見込みにつきましては、市の道路維持課の車両通行認定を受けており、また、開発審査課との事前調整におきましても、特に支障はないとのことでございます。

申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになってはいますが、一体として利用する土地はないため、該当しません。

申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになってはいますが、本件は資材置場が目的であり、施設等の建築を伴う計画ではないため、該当しないと考えます。

なお、譲受人は、先代の頃から令和5年11月末日まで登記地目が畑のまま申請地を資材置場として使用している状況にありました。今回の申請に際しては、事務局との事前協議を経て資材置場を撤去し申請地を農地の状態に原状回復していることを確認しており、現在農地法に違反する状況にはございません。

「周辺の農地の営農条件に支障が生じるおそれがあると認められるかどうか」という点は、隣地との境界には鋼板の塀を新設し、周辺に影響ないよう施工することですので、問題はないものと考えます。

「地域の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められるかどうか」という点では、本申請に係る農地の転用により、支障が生ずる計画はないため、問題はないものと考えます。

以上の調査結果から農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第57条各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えますので、ご審議の程よろしく願い申し上げます。」

- 4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「先日、事務局職員と現地を確認して参りました。ただ今の事務局の説明のとおりでございます。ご審議の程、よろしく願い申し上げます。」

- 5) 議長は第1号議案について諮ったところ、全員異議なく許可相当と決定した。

(3) 第2号議案 生産緑地法第10条の生産緑地の買取りの申出に係る「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」の認定について

- 1) 議長は第2号議案を上程し、説明を求めた。

- 2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「本件は、植木を栽培し専業農家を営む、安行領家のかたからの申請です。詳細については、事務局から説明願います。」

- 3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請人の自宅は、安行中学校から北西に500mほどの所に位置しており、申請地は自宅から道路を挟んで向かいに位置した3筆、計1,185㎡でございます。

買取事由発生人は、22歳の頃から年間300日程度、意欲的に耕作を続けておりましたが、令和5年5月24日に両膝の人工膝関節手術をしてからは、膝の曲げ伸ばしなど負担のかかる動作が徐々に困難になり、農業に従事することができなくなりました。

買取事由発生人は申請人の母で、申請地を含む9,841.00㎡の農地を耕作しており、買取事由発生人、申請人の2人で、ツゲ、サザンカ、モミジ等の植木を栽培しておりましたが、買取事由発生人が故障したことにより、農地を良好に管理する事が困難になったため、今回、すべての生産緑地について買取申し出をすることとなりました。

以上の件につきまして、買取事由発生人が農業の主たる従事者であるか、ご審議の程、よろしく願い申し上げます。」

- 4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「ただ今の事務局の説明のとおりでございます。ご審議の程、よろしく願い申し上げます。」

- 5) 議長は第2号議案について諮ったところ、全員異議なく認定と決定した。

(4) 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

- 1) 議長は第3号議案を上程し、説明を求めた。

- 2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「本件は、差間3丁目のかたから、東川口2丁目のかたへの利用権の設定で、農地を貸借する議案です。詳細については、事務局から説明願います。」

- 3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請地は、川口自然公園から北西に300mほどの所に位置する市街化調整区域内の農地で、1筆、704㎡でございます。

貸付人は、農地の管理に苦慮していたため、農地利用最適化推進委員に相談のうえ、川口市農地情報登録制度、いわゆる農地バンク制度を利用し、耕作希望者を探していたところ、経営規模拡大のために農地を探していた借受人と期間10年の賃貸借を行うことで合意し、今回申請に至ったものでございます。

それでは本件について、川口市より農用地利用集積計画案の審議依頼がございましたので、審査基準に適合するか否か事務局で調査した結果をご説明申し上げます。

まず、借受人の経歴でございますが、運送業の会社を営む傍ら、山梨県北杜市の人手不足で困っていた個人農家で作業の手伝いをする経験を通じて農業への関心が高まり、令和5年10月の農業委員会における農用地利用集積計画の決定に関する審議を経て、同年11月に本市において新規就農を果たしております。

次に、借受人の農業従事状況といたしましては、市内の農地において、年間に換算して180日程度の日数従事しており、本件利用権の設定後も、借受人が1人で年間180日程度従事することを見込んでおります。

耕作状況は、市内に貸借している273㎡の農地は全て耕作されており、じゃがいもを栽培しております。申請地においては、じゃがいものほか落花生等の野菜を栽培し、市内のスーパー等で販売をしていくとのことでございます。

また、申請地に利用権設定の妨げとなる権利者等は存在しませんでした。

以上、従事状況や耕作状況の調査結果から、計画案は本市の基本構想に沿った計画であり、農業経営基盤強化促進法の経過措置に伴う第18条第3項各号の設定要件を満たしていると考えますので、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。」

4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「先日、事務局職員とともに現地を視察しながら、借受人との話しをして参りました。

このかたは、さきほどの説明にもありましたが、10月の本会議で、近所の土地の借り受けが決定され、耕作をされていると報告されたかたで、現在もきれいに耕作されております。

この土地も、借りた後、きれいに耕作されるものと見込まれます。

また、貸す方にかたも、農協の見沼ふれあい農園に登録しておりましたが、なかなか借り手がなく、また左右の農地を借りているかたも非常にきれいに耕作されている場所ですね、草等をはやすと大変迷惑がかかるような土地でございましたので、今回の件で、見沼ふれあい農園の登録解除の件も、昨日の農協の理事会で、承認もされております。

何の支障もないと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。」

5) 審議内容は以下のとおりである。

議長 「この3号議案の農地の貸借ですが、従来は、今の事務局の説明にありましたように、簡単に言ってしまうと、農地法第3条による貸借ですと、期限がきても、お互いの合意がなければ解約できないということでした。

従いまして、農地を貸す方からすれば、農地を返してといったときに、相手の合意が得られなければ農地を返してもらえないため、なかなか、農地を貸すというかたが少なかったんです。

そこで、農業経営基盤強化促進法は、そういうことを踏まえて、貸す側を保護するという風な法律を作りました。

これによりまして、一定の契約期限が切れたら、自動的に貸し手のほうに農地が戻ってくるということになりました。従いまして、貸す方は非常に貸しやすいという法律がここで整ってきた訳です。

これから、農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんをお願いしたいのですが、もう自分では無理だから農業はやめたいという意向のあるかたについては、農地を貸しても契約した一定期間が過ぎれば、いつでも農地は返してもらえるという、この経営基盤強化促進法を利用して、ぜひ貸借を進めていただくか、あるいは、農地バンクへの登録に繋がっていただきたいと思ひます。

こういうことができれば、農地の減少に多少でも歯止めがかかってくるのではないだろうかという風に感じます。ぜひ、一つこの法律をご理解していただくとともに、同時に農業委員会としても農地の適正化の推進に、これから力をいれていきたいと思ひますので、委員のみなさまには格段のご協力をお願いしたいと思ひます。」

6) 議長は第3号議案について諮ったところ、全員異議なく決定した。

(5) 第4号議案 令和6年度最適化活動の目標の設定等について

1) 議長は、第4号議案を上程し、事務局に説明を求めた。

2) 事務局は、内容を次のように説明した。

「前回の会議において、目標設定に関する資料を提示させていただき、ご意見を伺いました所、委員の皆様からご意見はございませんでした。

この目標設定につきましては、国の通知に基づき、毎年度3月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定し、4月末までに公表することとされております。

本議案につきましては、前回の会議以降、新たに公開された統計データ等を反映したものとなっており、1ページの「I 農業委員会の状況」と2ページから3ページ上段まで記載する「II 最適化活動の目標」のうち「1 最適化活動の成果目標」につきましては、実績や

統計データの更新や小数点以下の記載方法を整理したものでございます。

3 ページの中段以降に記載する「2 最適化活動の活動目標」につきましては、本年度と同様の目標設定といたしました。

5 ページから 17 ページの別紙様式 3 につきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員のそれぞれの最適化活動の点検・評価を記載するもので、様式の中段やや下に記載の(2) 成果目標の達成状況及び自己点検・評価の結果における「①成果目標の達成状況」の目標の各数値につきましては、先ほど申しあげた農業委員会の目標を按分して設定したもので、遊休農地については「新たに遊休農地を新規発生させない」ことを目標として数値目標は定めておりません。

説明は以上でございますが、本目標の設定にあたりましては、事前に埼玉県農業会議に確認いただいております。

その埼玉県農業会議から、昨日ですが、電話にて指摘事項がございました。

2 ページ目の中段やや上に、②目標とありますけれど、その一番上の行ですが、農地の集積の目標年度、これが令和 12 年度と記載されております。

その右、集積率 50 パーセントと記載されております。

この 2 か所の部分については県の目標値と一致させるところであります。県の目標年度が本年度修正され、集積目標年度が、令和 12 年度から令和 15 年度、集積率は 50 パーセントから 56 パーセントに修正されているため、市の方も修正するように助言がありました。

そのため、こちらを修正いただきますよう、お願いいたします。

今、色々と説明いたしました。委員の皆様を意識してもらいたいのは、3 ページの中段に記載する一人あたりの活動日数、これを昨年同様、一月あたり 7 日とさせていただいております。

毎月の活動記録のご提出をお願いしておりますが、7 日を目標としていただき、また、内容も農地バンク登録に繋がるものなど、少しずつ充実していただければ、ありがたいと思っております。説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。」

3) 議長は第 4 号議案について諮ったところ、全員異議なく決定した。

9 連絡事項

- ・令和 7 年度県農地利用の最適化施策に対する意見の提出の実施と意見集約への協力依頼について
- ・2024 年農業委員会活動記録セットについて
- ・令和 6 年度見沼代用水土地改良区川口市内決済金単価及び対象地一覧について
- ・事務局職員の人事異動の内示について

10 閉会

午前11時00分、議長は上程した議案がすべて終了した旨を告げ、第10回川口市農業委員会会議を閉じた。

前記のとおり相違のないことを証するため署名押印する。

令和6年3月27日

議 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩